

都留市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 11 月 30 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市規則第 23 号

都留市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

都留市職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和 62 年都留市規則第 25 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

研究手当	月額	50,000 円から 100,000 円まで	市立病院及び老人保健施設 に勤務する医師	左記範囲で市長が定 める額
薬剤手当	月額	20,000 円	薬剤の取扱いに従事する薬 剤師	

」

を

「

研究手当	月額	50,000 円から 100,000 円まで	市立病院及び老人保健施設 に勤務する医師	左記範囲で市長が定 める額
救急手当	呼出 1 回	1,000 円	正規の勤務時間外に待機し ていた職員で救急医療に従 事する市立病院に勤務する 医師	市内に住居する場合
		3,000 円		市外に居住し、富 士・東部地域に居住 する場合
		5,000 円		富士・東部地域以外 に居住する場合
救急患者 取扱手当	患者 1 人	1,000 円	正規の勤務時間外に救急医 療に従事する市立病院に勤 務する医師	
手術手当	手術 1 件	5,000 円	医師が術者として手術に携 わったとき	市立病院の手術室に おいて行う、1 回当た りの手術点数が 5,000 点以上のものに限る
		3,000 円	医師が助手として手術に携 わったとき	
薬剤手当	月額	20,000 円	薬剤の取扱いに従事する薬 剤師	

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。